

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第5回 外国にいる外国人を正社員として雇用する手続き

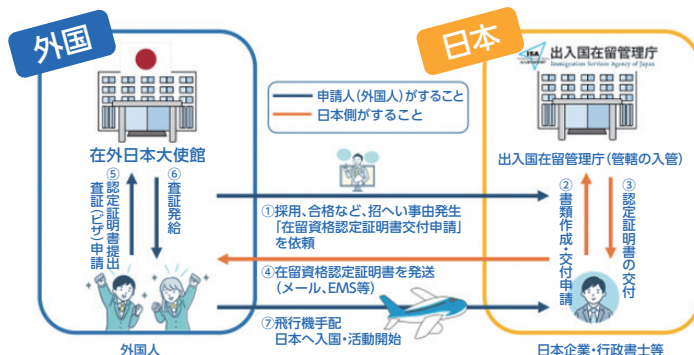
あけましておめでとうございます。行政書士の李です。今年も外国人材の活用に関する記事をお届けしますので、よろしくお願いします。さて、今回は外国人に関する手続きと、雇用形態別の注意点について解説しました。正社員とアルバイトでは、様々な違いがあります。とても重要な内容ですので、まだお読みになっていない方は、前回の記事も是非お読みください。今回は、外国に住んでいる外国人を正社員として雇用する手続きについて解説します。

概要

外国にいる外国人とは、在留資格をもっていない外国人で、これから日本へ入国して生活しようと思っている人のこと。つまり「在留カード」の交付対象となる仕事を行う予定の人です。

必要な手続きは、「在留資格認定証明書の交付申請」

在留資格認定証明書とは、これから日本で仕事をしようとしている外国人の活動内容が、入管法に定める在留資格に該当することを認定した証明書のことで、入管が交付します。手続きの流れを、右の図に沿って解説します。



① 申請の理由が発生

企業に内定したなど、日本で生活しなければならない事由が発生し、外国人本人または企業が、日本側で手続きに着手します。

② 認定証明書の交付申請

日本企業または申請取次者（行政書士など）が、企業の住所を管轄する入管に、在留資格認定証明書の交付申請を行います。審査には2～3ヶ月ほど時間がかかりますので、入社時期が決まっている場合は、早めに申請することをお勧めします。

③ 認定証明書の交付

許可がおりましたら、企業または代理人に対して在留資格認定証明書が交付されます。在留資格認定証明書は、電子データ（メール）または紙で交付されます。申請時にどちらで受け取るかを決めることができます。メールで受け取る場合は、外国へ郵送する手間を省くことができますので、最近はこちらの方が主流になっている気がします。

④ 認定証明書の受領

交付を受けた在留資格認定証明書を、外国人本人へお渡しします。

⑤ 査証（ビザ）発給申請

在留資格認定証明書を受け取った外国人は、日本の在外公館（外国にある日本大使館）に対して、日本へ入国するための査証（ビザ）発給申請を行います。国によって発給までの期間が異なっていたり、旅行代理店などへの依頼が義務づけられているなど、各国の日本大使館によって運用方法が異なりますので、事前に確認しておくとうれしいです。

⑥ 査証（ビザ）の交付

許可が下りると、当該外国人のパスポートに、査証（ビザ）のシールが付着される形で交付されます。

⑦ 入国

査証（ビザ）を受け取ったあと、日本へ入国し、就労を開始します。

上記の①から⑦までの手続きを経て、外国人が日本で働くことができるようになります。但し、国によっては本国政府の就労許可を得なければならない場合や、外国人本人が試験に合格しなければならない場合など、国籍と申請する在留資格によって手続きが増えることがあります。まずは上記の基本の流れを理解していただき、追加の手続きをいつしなければならないかを確認する必要があります。

今回は、外国に住んでいる外国人を雇用する際の手続きと注意点について解説しました。日本と外国との両方で手続きが必要なため、想定していた以上に時間がかかる場合があります。スケジュールを整理して、早めに申請を行うことが重要です。次回は日本に住んでいる外国人の雇い方について解説します。次回以降もぜひご覧ください！



李 泳勲（い・よんぶん）
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士

HPはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。
国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。
佐世保市1日経営ドック登録専門家。